

近畿大学中央図書館寄贈資料受入要項

(目的)

第1条 この要項は、近畿大学中央図書館（以下「図書館」という。）における寄贈資料の受入について必要な事項を定め、その提供を迅速化し管理運用することを目的とする。

(受入の基準)

第2条 寄贈資料として受け入れる資料は、次のとおりとする。

- (1) 近畿大学(以下「本学」という。)の教育、研究、学習にとって有意義と認められるもの
- (2) 本学の教員等の著作物
- (3) 本学の刊行物
- (4) 本学の選書基準に合致する資料

(寄贈資料として受け入れないもの)

- (1) 劣化、汚損、破損資料
- (2) 本学で既に所蔵している図書で複本の必要のないもの
- (3) 内容が逐次改訂または改訂版の刊行等により利用価値の失った著作物
- (4) その他本学の蔵書として相応しくないと判断される資料

(寄贈の手続き)

第3条 寄贈を希望する者は、館長に図書寄贈申込書を提出し、承認を受けなくてはならない。

(図書の配置)

第4条 受入れた寄贈資料は、原則館内の配架位置に配架し、別置しない。